

命 令 書 (写)

申立人 合同労組レイバーユニオン福岡
執行委員長 X 1

被申立人 有限会社川島タクシー
取締役 Y 1

上記当事者間の福岡労委平成23年(不)第5号・6号・9号川島タクシー不当労働行為救済申立併合事件について、当委員会は、平成24年3月8日第1881回、同月16日第1882回及び同月23日第1883回公益委員会議において、会長公益委員野田進、公益委員後藤裕、同五十君麻里子、同植田正男、同大石桂一、同田中里美及び同鶴田滋が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件各申立てをいずれも棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、申立人合同労組レイバーユニオン福岡(以下「組合」という。)による①被申立人有限会社川島タクシー(以下「会社」という。)の取締役Y1(以下「社長」という。)及びその妻である会社従業員Y2(以下「Y2」という。)が会社の雇用する従業員である組合員

X 2（以下「X 2」という。）に対し同人に居住を認めていた会社所有の住居（以下「本件住居」という。）を退去するよう繰り返し求めたことが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条1号に該当するとの救済申立て（福岡労委平成23年（不）第5号事件。以下「第1事件」という。）、②会社がその雇用する従業員である組合員X 3（以下「X 3」という。）に対し本来従事すべき業務に従事させずに同人の賃金を減少させたことが、同条1号に該当するとの救済申立て（福岡労委平成23年（不）第6号事件。以下「第2事件」という。）及び③Y 2がX 3に対し退職を強要する発言を行ったことが、同条1号及び同条3号に該当するとの救済申立て（福岡労委平成23年（不）第9号事件。以下「第3事件」という。）を、併合した事件である。

2 請求する救済内容

- (1) 会社は、X 2に対し、本件住居からの退去を繰り返し求めないこと（第1事件）
- (2) 会社は、X 3に対し、意図的に同人が本来従事すべき業務から外し、同人の賃金を大幅に減少させないこと（第2事件）
- (3) 会社は、X 3に対し、退職を強要する発言を行わないこと（第3事件）
- (4) 上記（1）から（3）までに關する謝罪文の掲示

3 本件の主な争点

- (1) 社長及びY 2は、X 2に対し、本件住居を退去するよう繰り返し求めたか。繰り返し求めたとして、同行為は、同人が組合員であること又は正当な組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いに該当するか。
- (2) 会社は、X 3に対し、本来従事すべき業務に従事させず、同人の賃金を減少させたか。減少させたとして、同行為は、同人が組合員であること又は正当な組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いに該当するか。
- (3) Y 2は、X 3に対し、退職を強要する発言を行ったか。行ったとして、同行為は、同人が組合員であること又は正当な組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いに該当するか。
また、組合に対する支配介入に該当するか。

第2 認定した事実（以下において、特に証拠を摘示したもの以外は、当事者間に争いのない事実である。）

1 当事者

(1) 申立人

組合は、福岡市近郊の企業に勤務する労働者等を中心として平成（以下「平成」の年号は略す。）19年5月3日に結成されたいわゆる合同労組である。本件結審時（23年12月28日）において、会社に勤務する組合員は、少なくとも2名である。

(2) 被申立人

会社は、肩書地に本社及び営業所を置き、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業などの業務を行う有限会社である。Y2は社長の妻であり、会社での配車、運行管理及び賃金計算などの業務を担当している。

会社が所有する車両は、①貸切バス6台（うち県立輝翔館中等教育学校（以下「本件学校」という。）の送迎バス（以下「送迎バス」という。）3台）、②タクシー15台（定員5名の小型タクシー12台、定員10名のジャンボタクシー3台）、③八女市乗合タクシー（八女市との契約により市営の予約型乗合タクシーとして運行するタクシー）1台及び④八女市立筑南小学校スクールバス2台の計24台である。

第2事件申立日（23年6月22日）現在の従業員数は13名であり、そのうち乗務員は9名で、うち3名は送迎バスと小型タクシーの乗務員を兼務している。X2は小型タクシーの乗務員であり、X3は送迎バスと小型タクシーの乗務員を兼務している。

〔甲6号証（以下「甲6」と略記。以下これに準じて表記。）〕、第1回審問X3証人陳述（以下「審①X3証人」と略記。以下これに準じて表記。）〕、審①Y2証人、審①Y1本人〕

2 第1事件の申立てまでの労使関係

(1) X2の採用

19年11月1日、会社は、X2をタクシー乗務員として採用した。同人は、単身で、当時福岡市に住んでいたが、会社の所在地である八女市黒木町の住宅を探していた。会社は、採用に際し、同人が住むところを見つ

けるまでの間、本件住居（会社所有のガレージの2階にある使用していなかった空部屋2室のうち1室。間取りは6畳2間及び台所である。）を修繕し、光熱費のみを負担することを条件に同人を居住させることとした。

この居住についての契約書面は取り交わされず、これ以降、本件結審時まで、同人は同一条件で本件住居に居住している。

なお、会社には、同人以外に、居宅を無償で提供されている従業員はいない。

〔審①X2証人、Y2証人〕

（2）X3の組合加入

X3は、18年2月16日にタクシー乗務員として会社に採用され、19年3月頃に大型バスの免許を取得した後は、代替要員として貸切バス乗務に従事することもあった。なお、この際のバス乗務手当は1日8,000円であった。

しかし、20年9月、X3は会社による業務の割当てに不満を抱いて一旦退職した。その後、X3は20年11月頃に復職し、送迎バスと小型タクシー業務を兼務することとなった。なお、復職してからのX3のバス乗務手当は、1日7,000円であった。

23年2月16日、X3は、会社に対して、復職の際渡されていなかった労働条件を明示する書面の交付を求めたが、会社はこれを拒否した。そこで同人は、同月21日に久留米市内で労働相談を行っていた組合に相談し、その直後に組合に加入した。

〔甲14、審①X3証人、審①X2証人、審①X4証人〕

（3）23年4月9日の団体交渉申入れ

23年4月9日、組合は、X1執行委員長、X4書記長（以下「X4書記長」という。）及びX3の3名で会社を訪ねた。

X4書記長が、X3が組合に加入したことや労組法に基づいて労働組合として労働条件に関する団体交渉（以下「団交」という。）を要求していることを告げると、社長は「そげんことなら、うちのようない小さい会社ではやっていけません。」、Y2も「そげんこと言うなら、うちではやってもらえんわ。」などと発言した。

これに対し、X4書記長は、重ねて団交の開催を要求した。社長は、団交とはどのようなことを話すのかと尋ね、X4書記長は、組合員の労働条

件については会社と労働組合が団交して決めるよう労組法に定められている旨を説明した。社長は、社会保険労務士に相談して回答する旨を述べた。

〔甲 1 1、審① Y 2 証人〕

(4) X 2 の組合加入

X 3 から組合加入の話聞いた X 2 は、後記 (5) の団交の直前、組合に加入した。

〔審① X 2 証人〕

(5) 第 1 回団交及び団交後の X 2 と会社のやりとり

23 年 4 月 22 日、午後 3 時から午後 5 時頃まで、組合員の賃金未払問題等についての団交が開催された。X 2 もこの団交に出席したが、特に発言することはなかった。

同日、X 2 は午後 5 時 30 分からの勤務に就くため出社した。同日午後 7 時頃、会社の事務所で、Y 2 が X 2 に対し、どうして組合に行ったのかと述べ、そんなに不満があったとは知らなかった、本件住居を出て行ってほしいなどと話し掛けた。なお、X 2 はこれに特に返答せず、Y 2 が X 2 に話し掛けた時間は 5 分程度であった。同日の午後 9 時頃、社長は、X 2 に対し、会社のガレージ内で、アパートを探しているのかと質した。X 2 は、これに対しても特に返答せず、社長が X 2 に話し掛けた時間は 30 秒程度だった。

この日以降、社長と Y 2 のいずれからも、X 2 に対し、本件住居から出るようにとの話し掛けはなかった。

〔審① X 2 証人、審① Y 2 証人、審① Y 1 本人〕

(6) 第 1 事件申立て

同年 4 月 27 日、組合は、当委員会に対し、会社が X 2 に本件住居から退去するよう繰り返し求めたことが、労組法 7 条 1 号の不当労働行為に該当するとして、第 1 事件を申し立てた。

〔審① X 2 証人、審① Y 2 証人、審① Y 1 本人〕

3 会社における業務の割当て、賃金の構成等と第 2 事件の申立て

(1) 業務の割当て

22 年 8 月以前、会社において送迎バス業務に従事する乗務員は Z 1 (以下「Z 1」という。)、X 3 及び X 5 (以下「X 5」という。同人は、23

年4月16日会社を退職した後、組合に加入した。)であり、22年9月以降はZ1、X3及びZ2(以下「Z2」という。)であった。

このうち、Z1は、同人の採用時における会社との契約で、送迎バス業務のほか貸切バス業務にも従事することとされていた。

送迎バスの運行時間が月曜日から金曜日(1か月に2回程度は土曜日も含む。)までの朝夕の時間帯に限られているため、会社は、送迎バス乗務員に対し、送迎バスの運行時間帯以外に小型タクシー業務を割り当てていた。

なお、会社は、ジャンボタクシー業務については、送迎バス業務と同一時間帯である朝夕に需要が多いため、送迎バス乗務員以外の特定の2名の乗務員に割り当てており、X3は18年2月の入社後、また20年11月の復職後も、ジャンボタクシーに乗務したことはなかった。

[審①X4証人、審①Y2証人、審①Y1本人]

(2) 賃金の構成

会社の従業員の賃金は、賃金明細上では基本給、各種手当(普通残業、深夜残業、深夜割増、満勤、無事故、有給、休日、歩合給)等から構成されているが、実際には、送迎バス業務と小型タクシー業務を兼務する乗務員(以下「送迎バス兼務乗務員」という。)の場合、バス乗務手当とタクシー乗務手当により構成されている。

バス乗務手当は、Z1が1日7,000円、Z2が1日6,500円、X3が1日7,000円にそれぞれ乗務日数を乗じた金額である。ただし、Z1については、本件学校との契約交渉や事故対応の業務なども行うことから、月額16万8000円の定額が支払われている。

タクシー乗務手当は、タクシーの売上月額におおむね40パーセントの割合を乗じた金額である。

[甲2、審①Y2証人、審①Y1本人]

(3) 送迎バス兼務乗務員の送迎バスと小型タクシーの乗務日数等

ア 送迎バス兼務乗務員の23年2月から6月までの送迎バス乗務日数

X3の21年から23年までの各年の2月から6月までの送迎バスの乗務日数と乗務手当の額、同人の23年の乗務日数と乗務手当の額の対21年比及び対22年比、並びに、Z1、Z2両名の23年の乗務日数と乗務手当の額は別表1Aのとおりである。

[乙3、乙7、乙11、乙12、審①Y2証人]

イ 送迎バス兼務乗務員の21年から23年までの各年の2月から6月までの小型タクシー乗務日数及び売上額の年対比

送迎バス兼務乗務員の21年から23年までの各年の2月から6月までの小型タクシーの乗務日数及び売上額、並びに23年の乗務日数及び売上額の対21年比及び対22年比は別表1Bのとおりである。

〔甲1、乙7、乙11、乙12、審①X3証人、審①Y2証人〕

(4) 会社の全てのタクシー売上額の状況、タクシー乗務員として稼働した者の数、及び1日平均売上額の状況等

会社の21年から23年までの各年の全タクシーの売上額は、別表2Aのとおりであり、タクシー乗務員として稼働した者の数は、別表2Bのとおりである。この人数には、毎月20日以上稼働した者のほか、数日間のみ稼働した者も月により異なるが二、三名含まれている。

また、21年から23年までの各年の2月から6月までにおけるX3とタクシー乗務員として稼働した者のそれぞれの1日平均売上額、それぞれの23年のその金額の対21年比、対22年比は別表3Aのとおりであり、同期間におけるX3及びタクシー乗務員として稼働した者の1日平均売上額の各年における比較は別表3Bのとおりである。

〔乙7、乙11、乙12〕

(5) 第2事件申立て

23年6月22日、組合は、当委員会に対し、会社がX3を本来従事すべき業務に従事させず同人の賃金を減少させたことが労組法7条1号に該当する不当労働行為である、として第2事件を申し立てた。

4 第2事件の申立後から第3事件の申立てまでの労使関係

(1) 23年7月、会社は、八女市乗合タクシーの乗務員から、乗客のほとんどが高齢者であり、クーラーを嫌がるので、クーラーを止めて乗務できるようネクタイを外してよいかとの申出があったため、これを許可した。

(2) 同年7月からの本件学校の夏休み期間中は、課外授業に対応した送迎だけとなることから、会社は、送迎バスを2台に減らして運行した。この2台について、会社は、1台をZ1に、もう1台をX3及びZ2に交代で乗務を割り当てた。

〔審①Y1本人〕

(3) 同年8月22日、福岡県筑後地区タクシー協会（以下「筑後協会」という。）は、会社を含む傘下の協会員に対し、同月19日、久留米市内において、タクシー運転手が無免許運転で現行犯逮捕された事件が発生した旨の新聞記事を引用し、タクシー乗務員の運転免許証が有効かどうかの確認に努めるよう指導する旨の文書を発出した。

〔乙13〕

(4) 同年9月17日、Y2は、X3が送迎バス乗務の際にハンチング帽子を被っていたとして、同人に対しハンチング帽子を被らないように注意した。これに対し同人は、他の社員はネクタイをしていなくても注意しないのに、なぜ自分のハンチング帽子着用を問題にするのかと反論した。

(5) 同年9月20日、Y2は、出勤してきたX3に対し、乗務前の運転免許証の提示を求めた。X3はこれを提示したが、運転免許証提示について、「就業規則にちゃんと書いとかんといかん。」と言って、その旨を就業規則に入れるよう求めた。

その際、X3は、会社内にネクタイを着用していない乗務員がいることを挙げ、これらの者に対してネクタイを着用するよう指導することを求めた。Y2が、当該乗務員がネクタイを着用していないのは、乗客のほとんどが高齢者で、乗務中にクーラーを止めているからである旨理由を説明すると、X3は、突然、「録音しよるとですよ。」と発言した。「はあ？」と答えたY2に対し、X3は、同人の胸ポケットに入れた録音機器を示し、「録音してますよ、ほら。そんなこと言うておかしかでしょ。考え方変えんね。」と発言した。

これに対し、Y2は「そげなことばかり言うんだったら、あんた、他のところへ行ったら。」と発言した。これに対し、X3が「そげなこと言うたらいかんて、労働委員会でも言われとるでしょ。何でそげなこと言うか。少しは反省せんか。」などと発言して口論となった。このやりとりは、3分から5分程度のものであった。

〔甲12、審①X3証人、審①Y2証人〕

(6) 会社の就業規則第27条（服務心得）には、「社員は、常に次の事項を守り服務に精励しなければならない。」として「会社から貸与の制服を着用する事」と規定されている。

会社は、従業員に制服を貸与しているが、制帽は貸与しておらず、就業

規則に規定はないものの、乗務の際、帽子は着用しないこととしている。

〔乙 1、審① Y 2 証人〕

- (7) 同年 9 月 26 日、組合は、当委員会に対し、Y 2 が X 3 に対し退職を強要する発言を行ったことが労組法 7 条 1 号及び同条 3 号に該当する、として第 3 事件を申し立てた。

5 第 3 事件の申立後の状況

- (1) 23 年 9 月 29 日、筑後協会は、同月 26 日に九州運輸局福岡運輸支局長から、福岡県タクシー協会長に対し、「事業用自動車の運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間等の確認の徹底について（緊急）」と題する文書が発出されたことを受け、傘下の協会員に対し、「事業用自動車の運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間等の確認の徹底について」と題する文書を発出し、点呼時における運転免許証の確認などを再度徹底するよう通知した。

〔乙 1 4〕

- (2) 会社と組合は、未払となっていた X 3、X 2 及び X 5 の満勤手当、無事故手当、時間外割増手当及び深夜手当等についての団交を 23 年 4 月 22 日以後数回開催し、同年 10 月 26 日、組合員に係るこれらの未払賃金の支払等について合意書を取り交わした。

〔甲 1 4〕

第 3 判断及び法律上の根拠

1 X 2 に対する本件住居からの退去を求める発言について

(1) 申立人の主張

23 年 4 月 9 日、組合が会社に対して団交申入れをした際、社長は「そげんことなら、うちのような小さい会社ではやっていけません。」、Y 2 も「そげんこと言うなら、うちではやってもらえんわ。」などと露骨な不当労働行為に当たる発言をした。

また、同月 22 日の団交に X 2 が出席した直後、社長は「あんたはそういう人だったのか、だったら住宅も早くみつけてもらわんといかん。」、また、Y 2 は「あなたにはびっくりした。こんだけ親切にしてやったのに、どういふつもりか知らんけど、もうアパートから出て行ってくれ。不満が

あるんやったら会社も辞めてくれ。」と述べるなど、同人が社宅的に居住することを許されていた本件住居から退去するよう繰り返し求めた。

会社は、X 2 が本件住居に入居して 3 年半の間、一度もアパートを探しているのかと同人に尋ねたことはなかったのにもかかわらず、同人が団交に出席した日にのみ本件住居について問題にした。これは、組合員の生活基盤を奪い去る重大な問題である。

上記のような会社の行為は、団交に出席するという組合活動に対する非難であり、そのことを理由として本件住居からの退去を求める露骨な不利益取扱いである。

(2) 被申立人の主張

会社が X 2 を採用した際、同人が古民家かアパートを探しているがその間に住むところがないということから、会社は、住居が見つかるまで一時的に会社の車庫を補修して同人に使用させていたものである。このようなことから、23年4月22日の行為は、社長と Y 2 が同人に対し、それぞれ 1 回ずつアパートを探しているか、と尋ねたものである。会社では、同人以外に住宅を無償で提供している乗務員はおらず、同人の組合加入を理由に本件住居の明渡しを求めたものではないので、労組法 7 条 1 号の不利益取扱いには当たらない。

(3) 当委員会の判断

ア 申立人は、①社長と Y 2 が組合員である X 2 に対して本件住居から退去するよう繰り返し求める発言を行っており、それが「不利益な取扱い」に当たる、②その発言が X 2 の組合加入又は同人の正当な組合活動の「故をもって」なされたものである、と主張するので、以下検討する。

なお、前記第 2 の 1 (2) 認定のとおり、Y 2 は、会社で配車や運行管理などの業務を担当していることに加え、23年4月9日の団交申入れの際に会社側の立場で対応していること、同 4 (4) 認定のとおり X 3 に対し同人の業務中の服装について注意していることなどから、会社の利益を代表する従業員であり、Y 2 の発言は、実質的に会社の言動と認められる（この点については、後記 3 (3) においても同様である。）。

イ 前記第 2 の 2 (5) 認定のとおり、23年4月22日の団交後、Y 2 が、X 2 に対し、どうして組合に加入したのか、本件住居を出て行ってほしいなどと発言し、社長も、アパートを探しているのかと質したこと

が認められる。申立人は、このような発言が「不利益な取扱い」に当たると主張するが、労組法7条1号の「不利益な取扱い」は、労働関係上の一般的な認識に照らして不利益と評価され得る程度に実質的かつ客観的なものであることを要すると考えられる。

ウ そこで、X2が本件住居に居住することになった経緯を見ると、前記第2の2(1)認定のとおり、会社が同人以外に同様に居住を認めた者はおらず、同人の居住は、会社の好意により例外的に同人が希望する住居を見つけられるまでの間につき、無償で許可されたものと認められる。その後、本件住居を同人が社宅として使用することとなった事実も認められない。

このような経緯からすれば、X2が適切な住居を見つけるのに必要な時間は既に経過しているというべきであり、会社はいつでも同人に対し、本件住居からの退去を求めることができ、同人としても、そのような要求があればこれに応じなければならない立場にあったものと考えられる以上、この場合に退去要求を受けたとしても、それは、やむを得ないというべきである。

エ Y2のX2に対する本件住居からの退去を求める発言は、同日における1回だけでそれも5分程度であり、社長の同発言も同じく1回だけでわずか30秒程度にとどまるものであって、その後、会社が同人に対して重ねて本件住居からの退去を求めたという事実は存在しない。また、結審時においても同人は本件住居に居住していることも併せ考えれば、それらの発言がX2の組合加入を知ったことを機縁に行われたという点は否定できないとしても、単なる退去の示唆にとどまるものであって、労組法7条1号における「不利益な取扱い」とまではいえない。

オ このように、23年4月22日の社長とY2のX2に対する発言は「不利益な取扱い」とは認められないのであって、会社の組合嫌悪意思の有無を論じるまでもなく、労組法7条1号の不利益取扱いには該当しない。

2 X3に対する業務外しについて

(1) 申立人の主張

X3が会社に対して労働条件を明示する書面の交付を求めた23年2月

以降、同人の賃金は、前年（22年）及び前々年（21年）に比べて減少している。会社は、23年2月時点ではX3の組合加入を知らなかったが、同人が労働法令に基づく労働条件の改善を求め始めたことに対する不利益取扱いを開始したものと考えられることができる。

会社は、X3を貸切バス業務に従事させず、タクシー業務に関しては、ゴールデンウィーク期間中などに差別的配車をして同人の従事日数を減少させるなどしており、同人の賃金は明らかに減少した。

会社は、タクシーの売上額全体が減少している旨を主張するが、乗務員も減少しているから、全体の売上額が減少しても直ちに個人の売上額が減少するものではなく、それだけでは説明できない。また、会社は、タクシーの売上額について、X3と他の2名の送迎バス兼務乗務員との比較をしているが、問題は、X3の賃金の前年及び前々年との比較、変化である。

また、会社は、比較的効率の良いジャンボタクシーについては他の従業員にほとんど専属的に配車し、X3には配車しないという差別的配車体制を敷いている。

さらに、送迎バス業務が通常3台から2台へ減少する本件学校の23年夏休み期間中、X3の送迎バス業務は前年以前に比べて半分に減少させられた。

このような会社の行為は、明確な「不利益取扱い」である。

（2）被申立人の主張

労組法7条1号は、労働組合に加入したこと等の故をもって不利益な取扱いをすることを不当労働行為として禁止するものであるから、23年2月以降、会社が他の乗務員と比較して「不利益な取扱い」をしたかどうか問題となる。

会社のX3に対する21年から23年までの賃金支払額のとおり、会社は、同人に対し、他の乗務員と比較して不利益な取扱いをしていない。23年2月から6月までのX3のバス及びタクシーの乗務日数は、他の2名の送迎バス兼務乗務員と同様であり、タクシー売上額は2名に比べて多い。

X3の23年の賃金を、21年、22年と比較しても、タクシー需要の減少による会社の売上額の減少とともに、他の乗務員の賃金も同様に減少しており、労組法7条1号の「故をもって」不利益な取扱いをしたもので

はなく、組合活動との因果関係がない。

会社は、23年の本件学校の夏休み期間中の送迎バスの運行を2台とし、うち1台をZ1、残り1台をX3とZ2が交代で乗務するよう配車したが、これは、Z1が同校からの苦情処理に当たっていること、同人の場合は、送迎バス業務に従事することを前提とした固定給であること、及び同人の採用時の経緯などの合理的な理由によるものである。

ジャンボタクシーは、従前からX3以外の2名の乗務員に限定して配車しており、貸切バスも、採用時の約束でZ1に配車しているものであり、X3に対する関係で、労組法7条1号の不利益な取扱いにはならない。

(3) 当委員会の判断

ア 不利益な取扱いの検討について

会社は、申立人が主張するようにX3に対する業務外しを行ったか、行ったとして、それは「不利益な取扱い」に当たるか、当たるとした場合、同人の組合加入又は同人の正当な組合活動の「故をもって」なされた不利益な取扱いに当たるかどうかについて、以下検討する。

申立人は、会社が、X3が本来従事すべき業務に同人を従事させなかったために同人の賃金が減少したとして、具体的には、会社の業務外しにより同人の従事日数が減少し、前年、前々年に比べて同人の賃金が減少している旨を主張する。

X3の賃金は、前記第2の3(2)認定のとおり、バス乗務手当とタクシー乗務手当からなっていることから、まず各手当の増減の推移を個別に検討する。

イ バス乗務手当について

X3の送迎バス乗務日数が、別表1Aのとおり、23年3月及び4月が22年の3月及び4月と比較してそれぞれ1日ずつ減少したことにより、同人のバス乗務手当も減少しているが、これは送迎バス業務が、当該期間における国民の祝日の日数や曜日により運行が左右されるためである。また、全般的な配車の状況を見ると、X3の23年2月から6月までのバス乗務日数合計は99日、同人の21年の同期間の乗務日数合計が98日、22年の同期間の乗務日数合計が99日であって、減少していない。23年2月から6月までのZ2の乗務日数が99日、Z1の乗務日数が97日であることから、意図的な配車による差が生じてい

るとは認められない。

ウ タクシー乗務手当について

(ア) タクシー乗務日数

別表1B認定の送迎バス兼務乗務員のタクシー乗務日数の比較によれば、X3のタクシー乗務日数の23年2月から6月までの合計日数は111日と、対21年比で9日、対22年比で11日減少しており、Z2(X5)が21年より4日減少し、22年より6日増加していることや、Z1の場合の対21年比の5日の減少、対22年比の7日の減少と比べると減少率が高いことが認められる。しかし、その差はわずか数日であり、Z1よりは合計日数が4日多い。また、23年2月及び5月の対21年比のように同人のタクシー乗務日数の減少率が他の2名の送迎バス兼務乗務員のタクシー乗務日数の減少率より低い月もあることなどからすれば、このような部分的な減少率の高さをもってX3に対する業務外しがなされたと認めることはできない。

また、申立人は、23年4月29日から同年5月5日までのゴールデンウィーク期間中の7日間の出勤日数が、X3が1日、Z1が2日、Z2が4日と差別的な取扱いを受けている旨を主張するが、同期間中の数日間のみを対象として比較検討すべき特段の事情も認められない。

(イ) タクシー乗務手当

前記第2の3(2)認定のとおり、タクシー乗務手当が、タクシー売上額のおおむね40パーセントであることから、X3個人のタクシー売上額と会社全体の売上額や他の乗務員の平均売上額などと比較することとする。

まず、送迎バス兼務乗務員3名のタクシー売上額を比較すると、別表1Bのとおり、対22年比についてはX3が77.99パーセントと、Z2(X5)の89.11パーセント、Z1の92.69パーセントと比較すると低くなっているが、対21年比では、X3は81.58パーセントと、Z2(X5)の73.89パーセント、Z1の83.49パーセントと比較しても大きな相違があるとはいえず、全体的に見て、X3のタクシー乗務手当が他の送迎バス兼務乗務員2名と比較して大きく減少していると認めることはできない。

次に、X3の賃金が減少しているとの申立人の主張に対して、被申立人が会社全体のタクシー売上額が減少していると反論している点については、別表2Aのとおり、21年1月から同年6月までの売上高2090万4480円が、22年同期間では1786万5630円と303万8850円減少し（減少率14.54パーセント）、23年同期間でも1520万4460円と266万1170円減少しており（対22年比で減少率14.90パーセント、対21年比で減少率27.27パーセント）、会社全体の売上額の減少を認めることができる。

このことからすれば、X3のタクシー売上額が、会社全体のタクシー売上額の減少に伴い減少している可能性は否定できない。

この点について、申立人は、会社全体の売上額が減少しても、乗務員が減少しており、売上額の減少がX3の賃金減少には直接つながらない旨を主張する。確かに、別表2Bのとおり、例えば21年から23年までの各年における3月の乗務員数を比較すると、21年の時点で12名であったものが、22年で11名、23年で10名と減少している事実が認められ、会社の売上げの減少が直ちに個々のタクシー乗務員の売上高の減少に結びつかないという、申立人の主張にも根拠がないわけではない。

そこで、タクシー乗務員として稼働した者の1日平均売上額とX3の1日平均売上額とを比較すると、別表3Aのとおり、タクシー乗務員として稼働した者の1日平均売上額は年々減少しているが、X3の1日平均売上額は22年に増加した後23年に減少している。また、23年の1日平均売上額の対21年比、対22年比を見ると、X3の場合、それぞれ88.19パーセント、85.72パーセントであるのに対し、タクシー乗務員として稼働した者ではそれぞれ85.76パーセント、95.00パーセントとなっている。このように、X3の平均売上額の減少率が、タクシー乗務員として稼働した者全体の1日平均売上額の減少率を上回っているのは対22年比のみであり、対21年比ではX3の減少率の方がむしろ低いのである。

さらに、X3の対22年比の1日平均売上額の減少率がタクシー乗務員として稼働した者の減少率より大きくなっているけれども、これ

は、タクシー乗務員として乗務した者の1日平均売上額が年々減少しているのに対し、X3の22年のタクシー売上額が21年より高くなったことに起因している。このことは、別表3Bのとおり、21年から23年までの各年における2月から6月までのX3の1日平均売上額と同期間のタクシー乗務員として稼働した者の1日平均売上額との割合を比較してみると、21年が72.74パーセント、22年が82.91パーセント、23年が74.81パーセントと、23年が21年と比較しても低くなっていない点にも示されており、特段、X3の対22年比の1日平均売上額の減少率が、タクシー乗務員として稼働した者の平均の対22年比の1日平均売上額の減少率よりも、実質的に高かったということもできない。

このような数値から見ると、X3のタクシー乗務手当の減少率がタクシー乗務員として稼働した者の平均の乗務手当の減少率よりも高いということとはできず、その他、申立人から、X3に対する業務外しにより同人のタクシー乗務手当が減少したと認めるに足る疎明はない。

(ウ) 小括

以上のとおり、タクシー乗務日数及びタクシー乗務手当を検討したところでも、タクシー乗務に関して、X3だけが業務を外され、他の乗務員と比較して不当に賃金を減少させられたという事実は認められない。

エ 配車について

また、申立人は、会社がX3に対して貸切バスやジャンボタクシーを配車せず、不当な配車を行ったと主張する。

しかし、会社は、前記第2の3(1)認定の理由により、従前より貸切バスをZ1に配車し、またジャンボタクシーは18年のX3の最初の入社時から既に特定の乗務員に配車していたものであり、X3を23年2月以降において、不当に差別したものと認められない。

オ 結論

以上のことからすれば、X3の23年の賃金のうち、タクシー乗務手当については21年又は22年に比べて減少したことが認められるものの、その減少が会社による業務外しに起因するものとまで認めることはできない。よって、X3の賃金の減少が同人の組合加入又は同人の正当

な組合活動の故をもってなされたかの点を検討するまでもなく、労組法7条1号の不利益取扱いには該当しない。

3 X3に対する退職強要発言について

(1) 申立人の主張

23年9月20日、X3は、①他の乗務員には求めないのに、自分にはなぜ毎日免許証の提示を求めるのか、②他の乗務員がネクタイを着用しなくても問題にしないのに、なぜ自分がハンチング帽子を着用したことだけ注意されるのかなどについて、Y2と口論となった。その際、Y2はX3に対し「そげん言うならどこか違うところに行ってよ。」と、退職強要に等しい発言を行った。23年4月9日の団交申入れの際のやりとりからも分かるように、会社は、組合が介在することに対して一貫して嫌悪、忌避している。Y2のこのような対応は、単にX3個人に向けられているものではなく、同人が組合員であることゆえに不利益を強要していることは明らかであり、労組法7条1号に該当する「不利益取扱い」であるとともに、同条3号の「支配介入」である。

(2) 被申立人の主張

X3は、Y2が運転免許証の提示を求めると「就業規則にちゃんと書いとかんといかん。」、ハンチング帽子を被らないよう注意すると「他の人はネクタイをしていない。」、八女市乗合タクシーの乗務員がネクタイを着けていない理由として、乗客のほとんどが高齢者であり、クーラーを嫌がるので、クーラーを止めて乗務できるようネクタイを外すことを許可した旨を説明すると「自分も老人を乗せることがある。条件は同じである。」と述べ、Y2の説明を聞こうとしなかった。その際、X3は「今、何を言いましたか。」と言って常時携帯している盗聴マイクをY2に見せ、「訴えます。」と言った。

申立人は、Y2の言動のみをとらえて労組法7条1号及び同条3号の成立を主張するが、Y2は、会社の従業員としてこのような常軌を逸脱する態度を示すX3に対し「会社の方針に合わないなら、他の会社を探したらどうか。」と発言したものであり、労組法に反するものではない。

(3) 当委員会の判断

Y2が、X3に対し、退職を強要する旨の発言をしたか、そのような発

言をしたとして、同発言が「不利益な取扱い」に当たるか、当たる場合には、そのことがX3の組合加入又は同人の正当な組合活動の故をもってなされたものであるかどうかについて、以下検討する。

前記第2の4(5)認定のとおり、23年9月20日、X3は、業務に関してY2と話し合っている最中、Y2がX3の質問に答えようとするのを遮って、突然、話合いを録音している旨述べたことが認められる。このやりとりを見ると、X3が話合いを録音することについてY2の同意を得ていなかったことは明らかであり、Y2の「そげなことばかり言うんだったら、あんた、他のところへ行ったら。」との発言は、運転免許証の提示を求めるなどの業務上の指示に関連して反論し、無断で話合いを録音するといったX3の態度に対し、とっさに言い返したものであって、このような感情的な対応が使用者として適切な態度であったかどうかはともかく、この発言をもって、格別にX3に対する退職を強要する意図でなされたものということとはできない。

このように、上記のY2の発言は、それが、退職を強要する趣旨のものとして認められることはできないことから、その発言がX3の組合加入又は同人の正当な組合活動の故をもってなされたか否かを検討するまでもなく、労組法7条1号の不利益取扱いには該当しない。

また、Y2の同発言がなされた状況からすれば、特段に組合弱体化につながることも認められないことから、同条3号の支配介入にも該当しない。

4 法律上の根拠

以上の次第であるから、当委員会は、労組法27条の12及び労働委員会規則43条に基づき、主文のとおり命令する。

平成24年3月23日

福岡県労働委員会

会長 野田 進 ㊟

(別表1)

A 送迎バス兼務乗務員の送迎バス乗務日数等

乗車月	乗務員	21年		22年		23年		23年/21年 (%)		23年/22年 (%)	
		日数 (日)	乗務手当 (円)	日数 (日)	乗務手当 (円)	日数 (日)	乗務手当 (円)	日数	乗務手当	日数	乗務手当
2月	X3	21	147,000	22	154,000	22	154,000	104.76	104.76	100.00	100.00
	Z2	—	—	—	—	22	143,000	—	—	—	—
	Z1	—	—	—	—	22	168,000	—	—	—	—
3月	X3	15	105,000	15	105,000	14	98,000	93.33	93.33	93.33	93.33
	Z2	—	—	—	—	14	91,000	—	—	—	—
	Z1	—	—	—	—	14	168,000	—	—	—	—
4月	X3	19	133,000	19	133,000	18	126,000	94.74	94.74	94.74	94.74
	Z2	—	—	—	—	18	117,000	—	—	—	—
	Z1	—	—	—	—	18	168,000	—	—	—	—
5月	X3	20	140,000	19	133,000	21	147,000	105.00	105.00	110.53	110.53
	Z2	—	—	—	—	21	136,500	—	—	—	—
	Z1	—	—	—	—	21	168,000	—	—	—	—
6月	X3	23	161,000	24	168,000	24	168,000	104.35	104.35	100.00	100.00
	Z2	—	—	—	—	24	156,000	—	—	—	—
	Z1	—	—	—	—	22	168,000	—	—	—	—
合計	X3	98	686,000	99	693,000	99	693,000	101.02	101.02	100.00	100.00
	Z2	—	—	—	—	99	643,500	—	—	—	—
	Z1	—	—	—	—	97	840,000	—	—	—	—

B 送迎バス兼務乗務員の小型タクシー売上額等

乗車月	乗務員	21年		22年		23年		23年/21年 (%)		23年/22年 (%)	
		日数 (日)	売上額 (円)	日数 (日)	売上額 (円)	日数 (日)	売上額 (円)	日数	売上額	日数	売上額
2月	X3	23	263,810	24	226,660	22	185,760	95.65	70.41	91.67	81.96
	Z2 (X5)	22	194,810	21	187,150	21	107,660	95.45	55.26	100.00	57.53
	Z1	22	250,020	24	214,190	19	135,270	86.36	54.10	79.17	63.15
3月	X3	24	301,970	27	367,230	21	251,940	87.50	83.43	77.78	68.61
	Z2 (X5)	25	261,780	25	285,940	24	236,660	96.00	90.40	96.00	82.77
	Z1	23	227,530	23	211,650	22	227,650	95.65	100.05	95.65	107.56
4月	X3	24	308,040	23	273,030	23	210,440	95.83	68.32	100.00	77.08
	Z2 (X5)	24	300,260	23	170,480	24	185,960	100.00	61.93	104.35	109.08
	Z1	21	293,080	20	169,850	23	233,950	109.52	79.82	115.00	137.74
5月	X3	25	231,350	24	287,970	22	221,250	88.00	95.63	91.67	76.83
	Z2 (X5)	25	212,300	17	156,790	22	171,950	88.00	80.99	129.41	109.67
	Z1	24	176,480	24	217,350	21	168,900	87.50	95.70	87.50	77.71
6月	X3	24	204,700	24	215,180	23	199,140	95.83	97.28	95.83	92.55
	Z2 (X5)	24	193,740	24	163,880	25	157,040	104.17	81.06	104.17	95.83
	Z1	22	158,840	23	183,150	22	157,610	100.00	99.23	95.65	86.06
合計	X3	120	1,309,870	122	1,370,070	111	1,068,530	92.50	81.58	90.98	77.99
	Z2 (X5)	120	1,162,890	110	964,240	116	859,270	96.67	73.89	105.45	89.11
	Z1	112	1,105,950	114	996,190	107	923,380	95.54	83.49	93.86	92.69

(別表2)

A 会社の全てのタクシーの売上額とその比較

売上額及び 減少額	乗務月または 比較対象年	21年	22年	23年
売上額 (円)	1月～12月	38,997,820	34,405,620	—
	1月～6月	20,904,480	17,865,630	15,204,460
減少額 (円) (減少率(%))	対21年	—	3,038,850	5,700,020
		—	(14.54)	(27.27)
	対22年	—	—	2,661,170
		—	—	(14.90)

B タクシー乗務員として稼働した者の人数

乗車 月	21年 (人)	22年 (人)	23年 (人)
1	12	11	11
2	12	11	11
3	12	11	10
4	12	11	11
5	12	11	9
6	12	11	9
7	11	12	—
8	12	12	—
9	13	12	—
10	12	11	—
11	11	12	—
12	11	11	—

(別表3)

A X3の1日平均売上額とタクシー乗務員として稼働した者の1日平均売上額の経年対比

乗車月	乗務員	1日平均売上額			23年/21年 (%)	23年/22年 (%)
		21年 (円)	22年 (円)	23年 (円)		
2月	X3	11,470	9,444	8,443	73.61	89.40
	タクシー乗務員として稼働した者	15,359	13,889	12,388	80.66	89.19
3月	X3	12,582	13,601	11,997	95.35	88.21
	タクシー乗務員として稼働した者	16,674	15,222	13,571	81.39	89.15
4月	X3	12,835	11,870	9,149	71.28	77.08
	タクシー乗務員として稼働した者	16,199	13,889	13,786	85.10	99.26
5月	X3	9,254	11,998	10,056	108.67	83.81
	タクシー乗務員として稼働した者	13,091	12,700	12,052	92.06	94.90
6月	X3	8,529	8,965	8,658	101.51	96.58
	タクシー乗務員として稼働した者	13,357	11,882	12,355	92.50	103.98
平均	X3	10,915	11,230	9,626	88.19	85.72
	タクシー乗務員として稼働した者	15,005	13,545	12,868	85.76	95.00

(注) 「平均」欄の1日平均売上額は、各年の2月から6月までの売上額の合計を、同期間における乗車日数の合計で除した数値である。

B X3の1日平均売上額とタクシー乗務員として稼働した者の1日平均売上額との比較

乗務員	21年	22年	23年
X3① (円)	10,915	11,230	9,626
タクシー乗務員として稼働した者② (円)	15,005	13,545	12,868
①/② (%)	72.74	82.91	74.81